# 災害救助法の適用基準について①

災害救助法の一部を改正する法律(平成30年法律第52号。以下「改正法」という。)による救助実施市制度の創設に伴う 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用基準への影響

○ 法の適用は災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号に定めている。

● 1号 : 市町村内で一定の滅失世帯数があること

→ 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。

● 2号 : 都道府県内で一定の滅失世帯数があるとともに、市町村内で一定の滅失世帯数があること

<都道府県の一定地域(例:県南部や○○地域)にわたる災害を念頭にした基準>

- → 救助実施市人口を都道府県人口に包含するかどうかで、都道府県内の必要滅失世帯数に影響
- 3 号前段:都道府県内で一定の滅失世帯数があるとともに、市町村内で一定の滅失世帯数があること <都道府県内全域にわたる災害を念頭にした基準>
  - → 救助実施市人口を都道府県人口に包含するかどうかで、都道府県内の必要滅失世帯数に影響
- 3 号後段:災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情があること
  - → 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。
- 4号 : 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合:
  - → 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。
- 2号・3号前段の適用基準に救助実施市を含めるか否かについては、2つの考え方がある。 (第1案)

救助実施市は包括道府県の一地域であることは従来と変わらないことから、包括道府県人口に救助実施市人口を包含する。(従前の判断方法から変更はない)

(第2案)

救助実施市は包括道府県から独立した救助主体であることから、包括道府県人口から救助実施市人口を除く。 (東京都と神奈川県の関係)

# 災害救助法の適用基準について②

# 都道府県の人口から指定都市の人口を除いた場合の別表第2・第4について

## (人口は平成27年国勢調査時点)

都道府県	人口(a) (千人)	別表第2·第4 人口区分	指定都市	人口(b) (千人)	(a-b) (千人)	人口区分 の移動	
北海道	5,382	I	札幌市	1,952	3,430	×	
宮城県	2,334	ウ	仙台市	1,082	1,252	1	
埼玉県	7,267	I	さいたま市	1,264	6,003	×	
千葉県	6,223	I	千葉市	972	5,251	×	
			横浜市	3,725			
神奈川県	9,126	I	川崎市	1,475	3,205	×	
			相模原市	721			
新潟県	2,304	ウ	新潟市	810	1,494	1	
<b></b>	2 700	<b>T</b>	静岡市	705	2 107	ゥ	
静岡県	3,700	エ	<u> </u>	浜松市	798	2,197	')
愛知県	7,483	I	名古屋市	2,296	5,187	×	
京都府	2,610	ウ	京都市	1,475	1,135	1	
大阪府	8,839	I	大阪市	2,691	F 200	×	
人脉的	8,839	<b>±</b>	堺市	839	5,309	^	
兵庫県	5,535	I	神戸市	1,537	3,998	×	
岡山県	1,922	1	岡山市	719	1,203	×	
広島県	2,844	ウ	広島市	1,194	1,650	1	
<b>万</b> 四周	E 103	5,102 エ	北九州市	961	2 602	4	
福岡県	5,102		福岡市	1,539	2,602	ウ	
熊本県	1,786	1	熊本市	741	1,045	×	

## 災害救助法施行令別表第2-第4

	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数		
	部 追 府 宗 の	別表第2	別表第4	
ア	1, 000, 000人未満	1, 000	5, 000	
1	1,000,000人以上2,000、000人未満	1, 500	7, 000	
ゥ	2, 000, 000人以上3, 000, 000人未満	2, 000	9, 000	
푀	3, 000, 000人以上	2, 500	12, 000	

## 災害救助法の適用基準について③

2号の適用基準(都道府県の人口・住家滅失世帯数)に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように変わるか(人口は平成27年国勢調査時点。以下同じ。)

# (ケース1) 宮城県の県北における豪雨により北上川・鳴瀬川が氾濫し、住家滅失世帯数が1,500となる災害が発生した場合

### ○宮城県(人口2,333,899人)の市町村の被害状況

(※北上川・鳴瀬川を流域に含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分) (住家滅失世帯数)(法の適用)

●石巻市(人口147,214人)
●登米市(人口81,959人)
●東松島市(人口39,503人)
●大崎市(人口133,391人)
●松島町(人口14,421人)
●色麻町(人口7,238人)
●加美町(人口23,743人)
●美里町(人口24,852人)
: 468 ⇒ 1号適用 (1号基準…80)
: 125 ⇒ 1号適用 (1号基準…60)
: 424 ⇒ 1号適用 (1号基準…100)
: 46 ⇒ 1号適用 (1号基準…40)
(2号基準…20)
(1号基準…20)
(1号基準…50)
※ 75 ⇒ 1号適用 (1号基準…50)

## (1) 適用基準の人口に救助実施市(仙台市)の人口を含める場合

宮城県の2号の適用基準:県全体で住家滅失世帯数が2,000

⇒ 色麻町に2号適用は不可

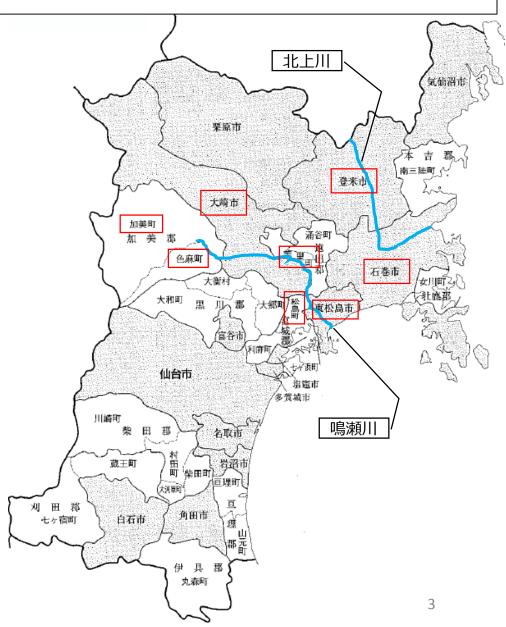
### (2) 適用基準の人口から救助実施市(仙台市)の人口を除く場合

宮城県(救助実施市を除く。人口1,251,740人)の2号の適用基準:

県全体(救助実施市を除く。)で住家滅失世帯数が1,500

⇒ 色麻町に2号適用が可能

※ 仙台市の人口:1,082,159人



## 災害救助法の適用基準について④

2号の適用基準(都道府県の人口・住家滅失世帯数)に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように変わるか

# (ケース2) 福岡県の県南における豪雨により筑後川・矢部川が氾濫し、住家滅失世帯数が2,000となる災害が発生した場合

○福岡県(人口5,101,556人)の市町村の被害状況

(※筑後川・矢部川を流域に含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分)

(住家滅失世帯数) (法の適用)

●久留米市(人口304,552人) : 930 ⇒ 1号適用 (1号基準···150)

●柳川市(人口67,777人) : 207 ⇒ 1号適用 (1号基準…80)

●八女市(人口64,408人) : 197 ⇒ 1号適用 (1号基準…80)

●筑後市(人口48,339人) : 148 ⇒ 1号適用 (1号基準…60)

●大川市(人口34,838人) : 106 ⇒ 1号適用 (1号基準···60)

● うきは市 (人口29,509人) : 90 ⇒ 1号適用 (1号基準…50)

●朝倉市(人口52,444人) : 160 ⇒ 1号適用 (1号基準…80)

●みやま市(人口38,139人):116 ⇒ 1号適用 (1号基準…60)

●大刀洗町(人口15,138人) : 46 ⇒ **下記参照** (1号基準···50)

▼大刀洗町(人口15,138人) : 46 ⇒ **ト記参照** (1号基準…50) (2号基準…25)

(1) 適用基準の人口に救助実施市(北九州市、福岡市)の人口を含める場合

福岡県の2号の適用基準:県全体で住家滅失世帯数が2,500

⇒ 大刀洗町に2号適用は不可

(2) 適用基準の人口から救助実施市(北九州市、福岡市)の人口を除く場合

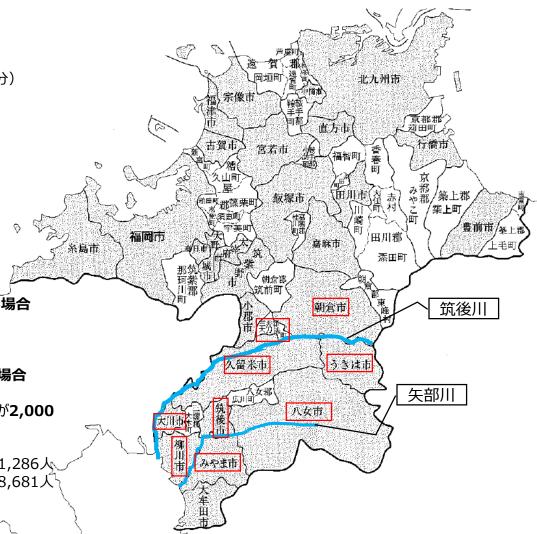
福岡県(救助実施市を除く。人口2,601,589人)の2号の適用基準:

県全体(救助実施市を除く。)で住家滅失世帯数が2,000

⇒ 大刀洗町に2号適用が可能

※ 北九州市の人口:961,286人

福岡市の人口:1,538,681人



## 災害救助法の適用基準について⑤

2号の適用基準(都道府県の人口・住家滅失世帯数)に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように 変わるか

# (ケース3) 新潟県の県央における豪雨により信濃川が氾濫し、住家滅失世帯数が2,000となる災害が発生した場合

### ○新潟県(人口2,304,264人)の市町村の被害状況

(※信濃川を流域に含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分)

(住家滅失世帯数)(法の適用)

(2号基準…30)

●加茂市(人口27,852人) : 40 ⇒ **下記参照** (1号基準…50)

(2号基準…25)

●十日町市(人口54,917人) : 78 ⇒ **下記参照** (1号基準…80) (2号基準…40)

● 燕市(人口79,784人)
 : 114 ⇒ 1号適用 (1号基準…80)
 ● 田上町(人口12,188人)
 : 17 ⇒ 適用不可 (1号基準…40)

(2号基準…20)

●津南町(人口10,029人) : 14 ⇒ 適用不可 (1号基準…40)

(2号基準…20)

### (1) 適用基準の人口に救助実施市(新潟市)の人口を含める場合

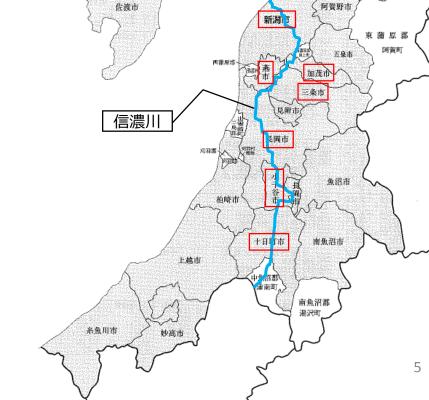
新潟県の2号の適用基準:県全体で住家滅失世帯数が2,000

⇒ 小千谷市・加茂市・十日町市に2号適用が可能

#### (2) 適用基準の人口から救助実施市(新潟市)の人口を除く場合

新潟県(救助実施市を除く。人口1,494,107人)の2号の適用基準: 県全体(救助実施市を除く。)で住家滅失世帯数が**1,500** 

⇒ 新潟市を除く県全体の住家滅失世帯数が847となり、 小千谷市・加茂市・十日町市に2号適用が不可



加茂组人

栗島浦村

村上市

岩船郡

胎内市

新発田市

## 災害救助法の適用基準について⑥

2号・3号前段の適用基準(都道府県の人口・住家滅失世帯数)に救助実施市を含めるか否かの影響

## ● ケース1からケース3の結果から、災害の発生地域によってその影響は異なる。

※ 3号前段の適用基準についても同様のことが言える。

## ① 救助実施市以外の地域で災害が発生した場合

⇒ 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合、法の適用の機会が**減少する**。 ex)ケース1・ケース2

## ② 救助実施市を含む地域で災害が発生した場合

⇒ 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合、法の適用の機会が**増加する**。 ex)ケース3

## ● 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合

- 2号・3号前段による法の適用をするに当たり、包括道府県と救助実施市がどのように住家滅失世帯数を共有するかという課題がある。
  - ⇒ ・ 2号・3号前段の適用基準の人口から救助実施市の人口を除く場合、包括道府県は、救助実施市の 被害状況に依らず、法の適用が可能。

## ● 2号・3号前段の適用基準の人口から救助実施市の人口を除く場合

- 救助実施市を含む地域で災害が発生した場合、救助実施市は、1号基準に達しない場合、2号・3号前段による法の適用が不可能となる。
  - ⇒・現行、神奈川県で大きな災害が発生した場合であっても、救助主体の異なる東京都に2号・3号前段による法の適用ができないことと同様の整理。
    - ・ 指定都市は市の区域で1号基準に達しない場合でも、市の区(又は総合区)の区域を単位として、より小さい被害で1号による法の適用が可能。

# 災害救助法の適用基準について⑦

指定都市(救助実施市)における当該市の区(又は総合区)を用いた法の適用 (指定都市の区域で住家滅失世帯数が1号基準に達しなくとも、火災など被害が特定地域に集中する場合、区での適用が可能)

#### 札幌市の区における1号基準

	(1号基準)
○札幌市(人口1,952,356人)	: 150
●中央区(人口237,627人)	: 100
●北区(人口285,321人)	: 100
●東区(人口261,912人)	: 100
●白石区(人口209,584人)	: 100
●豊平区(人口218,652人)	: 100
●南区(人口141,190人)	: 100
●西区(人口213,578人)	: 100
●厚別区(人口127,767人)	: 100
●手稲区(人口140,999人)	: 100
●清田区(人口115,726人)	: 100

## 堺市の区における1号基準

	(1号基準)
○堺市(人口839,310人)	: 150
●堺区(人口148,205人)	: 100
●中区(人口124,543人)	: 100
●東区(人口85,189人)	: 80
●西区(人口135,746人)	: 100
●南区(人口147,626人)	: 80
●北区(人口158,845人)	: 80
●美原区(人口39,156人)	: 60

#### さいたま市の区における1号基準

	(1号基準)
○さいたま市(人口1,263,979人)	: 150
●西区(人口87,146人)	: 100
●北区(人口143,446人)	: 100
●大宮区(人口113,864人)	: 100
●見沼区(人口161,960人)	: 100
●中央区(人口98,762人)	: 80
●桜区(人口97,910人)	: 80
●浦和区(人口154,416人)	: 100
●南区(人口180,152人)	: 100
●緑区(人口116,522人)	: 100
●岩槻区(人口109,801人)	: 100

## 神戸市の区における1号基準

	(1号基準
○神戸市(人口1,537,272人)	: 150
●東灘区(人口213,634人)	: 100
●灘区(人口136,088人)	: 100
●兵庫区(人口106,956人)	: 100
●長田区(人口97,912人)	: 80
●須磨区(人口162,468人)	: 100
●垂水区(人口219,474人)	: 100
●北区(人口219,805人)	: 100
●中央区(人口135,153人)	: 100
●西区(人口245,782人)	: 100

# 災害救助法の適用状況

(平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度)

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用 基準
	7月9日	7月9日	長野県	南木曽町	五件00年4月20日	4号
	7月14日	7月9日	山形県	南陽市	平成26年台風第8号	1号
	8月8日	8月3日	高知県	いの町	平成26年台風第12号	1号
	8月9日	8月9日	高知県	高知市、大豊町		4号
	8月10日	8月9日	高知県	四万十町	平成26年台風第11号	4号
	8月10日	8月9日	徳島県	那賀町		
平成26年	8月17日	8月17日	京都府	福知山市	平成26年8月15日からの大雨	4号
			兵庫県	丹波市		
	8月20日	8月20日	広島県	広島市	平成26年8月19日からの大雨	4号
	9月27日	9月27日	長野県	木曽町、王滝村	御嶽山噴火による被害	4号
	11月23日	11月22日	長野県	白馬村、小谷村、小川 村	長野県神城断層地震	4号
	12月9日	12月8日	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	12月5日からの大雪	4号

年度	決定日	適用日	適	i用自治体名	災害の内容	適用 基準
	5月29日	5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	口永良部島噴火	4号
	9月10日	9月9日	茨城県	古河市、結城市、下妻 市、常総市、筑西市、結 城郡八千代町、猿島郡 境町	平成27年9月 関東•東北豪雨	4号
	9月11日	9月9日	茨城県	守谷市、坂東市、つくば みらい市		
平成27年	9月11日	9月9日	栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼 市、日光市、小山市、下 野市、下都賀郡野木町		4号
	9月12日	9月9日	栃木県	下都賀郡壬生町		4号
9月11日 9月	9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、東松 島市、大崎市、宮城郡 松島町、黒川郡大和町、 加美郡加美町、遠田郡 涌谷町		4号	
	9月30日	9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町	平成27年台風第21号	4号

年度	決定日	適用日	遃	i用自治体名	災害の内容	適用 基準
	4月15日	4月14日	熊本県	全市町村	平成28年熊本地震	4号
平成28年	8月31日	8月30日	北海道	带	平成28年台風第10 <del>号</del>	4号
	8月31日	8月30日	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町		4号
	10月21日	10月21日	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜 町、東伯郡北栄町	平成28年鳥取県中部地震	4号
	10月24日			東伯郡三朝町	1 WATER TOTAL THE STATE	
	12月22日	12月22日	新潟県	糸魚川市	平成28年新潟県糸魚川市 における大規模火災	49号

年度	決定日	適用日	適	用自治体名	災害の内容	適用 基準
	7月6日	7月5日	<b>大豆図1</b> 目	朝倉市、朝倉郡東峰村	平成29年7月九州北部豪雨	4号
	7月7日	7月5日	福岡県	田川郡添田町		4号
	7月6日	7月5日	大分県	日田市、中津市		4号
	7月28日	7月22日	秋田県	大仙市	平成29年7月22日からの大雨	1号
	9月19日	9月17日	大分県	佐伯市、津久見市	平成29年台風第18 <del>号</del>	1号
	10月26日	10月22日	三重県	伊勢市	平成29年台風第21号	1号
平成29年	10月27日	10月22日		度会郡玉城町		1号
	10月30日	10月22日	京都府	舞鶴市		1号
	10月27日	10月21日	和歌山県	新宮市		1号
	2月7日	2月6日	福井県	福井市、大野市、勝山 市、鯖江市、あわら市、 坂井市、吉田郡永平 寺町、丹生郡越前町	平成30年2月4日からの大雪	4 <del>号</del>
	2月15日	2月13日		越前市		4号
	2月14日	2月14日	新潟県	長岡市、小千谷市、十 日町市、魚沼市、東蒲 原郡阿賀町	平成29年度豪雪	4号

年度	決定日	適用日	遃	i用自治体名	災害の内容	適用 基準
	6月18日	6月18日	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、 枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、 四條畷市、交野市、三島郡島本町、	平成30年大阪府北部を震源 とする地震	4号
	7月6日			安芸市		
	7月7日	7月6日	高知県	長岡郡本山町	平成30年7月豪雨	
	7月8日			香南市		4号
	7月8日	7月7日		宿毛市		
平成30年	7月8日	7808		土佐清水市、幡多郡三原村		
	7月11日	7月8日		幡多郡大月町		3号 後段
	7月6日	7月6日	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、 八頭郡智頭町、八頭郡 八頭町		
	7月7日			東伯郡三朝町、西伯 郡南部町、西伯郡伯 耆町、日野郡日南町、 日野郡日野町、日野 郡江府町		4号

年度	決定日	適用日	遃	i用自治体名	災害の内容	適用 基準
	7月6日			広島市、安芸郡坂町		
	7月7日	7月5日	広島県	呉市、竹原市、三原市、 尾道市、福山市、府中 市、東広島市、江田島 市、安芸郡府中町、安 芸郡海田町、安芸郡熊 野町		4号
	7月31日			三次市、庄原市		2号
平成30年	7月7日	7月5日	岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、 浅口市、都窪郡早島町、 浅口郡里庄町、苫田郡 鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町	平成30年7月豪雨	4号
	7月8日			玉野市		
	7月9日	7月6日		小田郡矢掛町		1号
	7月7日	7月5日	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京 丹波町、与謝郡伊根町、 与謝郡与謝野町		4号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用 基準
	7月7日	7月5日	兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来 市、宍粟市、赤穂郡上 郡町、美方郡香美町		
		7月6日		姫路市、西脇市、丹波 市、多可郡多可町、佐 用郡佐用町	平成30年7月豪雨	4号
		7月7日		養父市、たつの市、神 崎郡市川町、神崎郡神 河町		
平成30年	7月7日	7月5日	愛媛県	今治市、宇和島市、大 洲市、西予市、北宇和 郡松野町、北宇和郡鬼 北町		4号
十成30年	7月25日			八幡浜市		2号
	7月8日	7月6日	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、 飛騨市、本巣市、郡上市、加茂郡七宗町、 加茂郡七宗町、 加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村		4号
		7月8日		岐阜市、美濃市、加茂 郡富加町、加茂郡川辺 町		

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用 基準
	7月12日	7月5日	福岡県	飯塚市	平成30年7月豪雨	1号
	8月10日			久留米市		15
平成30年	7月12日	7月6日	島根県	江津市		1号
	7月19日			邑智郡川本町		
	7月13日	7月6日	山口県	岩国市		1号

# 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令)

- 1. 住家等への被害が生じた場合
- (1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5, 000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300, 000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

- ※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)
- ※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項<u>第2号</u>)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	
1, 000, 000人未満	1, 000	
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1, 500	
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2, 000	
3, 000, 000人以上	2, 500	

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5, 000人未満	15	50,000人以上 100,000人未満	40
5,000人以上 15,000人未満	20	100,000人以上 300,000人未満	50
15,000人以上 30,000人未満	25	300, 000人以上	75
30,000人以上 50,000人未満	30		

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	
1, 000, 000人未満	5, 000	
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7, 000	
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9, 000	
3, 000, 000人以上	12, 000	

- (4)災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項**第3号後段**)
  - → 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。 (府令第1条)
- 2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項<u>第4号</u>)

<u>・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助</u> を必要とすること。(府令第2条第1号)



・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要 とすること。(府令第2条第2号)